

## 会費細則

平成 24 年 12 月 20 日 改定

### (会費細則の規定)

第 1 条 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「連盟」という。）の正会員及び賛助会員の入会金及び年会費（以下「会費等」という。）に関する規定は、定款第 8 条、第 13 条及び会員細則に定める他、この細則に定めるところによる。

### (会員の義務)

第 2 条 会員は、定款に定めるところにより、別表記載の会費等を、連盟からの請求書に基づき翌月末までに銀行振込、または、その他の方法により一括納入しなければならない。なお、新たに入会する場合は、連盟からの請求書に基づき速やかに納入するものとする。

- 2 会員細則第 2 条第 2 項に定める正会員オペレータは、別表「入会金及び会費の額」の 1 . ( 1 ) に定める正会員オペレータが申告しなければならないデータ項目を連盟が指定する期日までに申告しなければならない。
- 3 会員は、会費等の請求書に記載された納入期限日の属する月から 3 ヶ月間を経過しても会費等の納入ができない場合、理事長に対し、滞納理由及び納入計画を文書により報告しなければならない。
- 4 会員は、定款及び会員細則の規定により会員の資格を喪失しても、会費等の滞納がある場合は、当該債務を継続して履行する義務を負う。

### (会費等の不返還)

第 3 条 会員が既に納入した会費等は、これを返還しない。

- 2 会費等の請求書が発行された後は、正当な理由がない限り金額の変更は行わない。

### (理事会への諮問)

第 4 条 理事長は、第 2 条第 2 項に定めるデータに虚偽の申告があると認められる場合には、当該会員の会員資格について理事会に諮問することができる。

- 2 理事長は、第 2 条第 3 項に定める文書を理事会に提出し、当該会員の納入計画及び会員資格について、理事会に諮問することができる。

(年会費の適用期間)

第5条 年会費の適用期間は会計年度と同一とし、会計年度終了日の1ヶ月前までに退会の届出がない場合、翌年度についても会員を継続するとみなし、当該年度の年会費を適用する。

- 2 新たに入会する会員の年会費は、当該年度に関する限り第2条の定めにかかわらず、入会する日の所属月から起算して年度末までの月割計算によるものとする。

(年会費の減免措置)

第6条 非常災害(地震・台風・洪水・津波等)により、会員の施設・伝送路等が被害を被った場合は、理事会の承認を得て会費等の減免を行うことができる。

- 2 前項に限らず、日本国政府が定める災害救助法の適用を受けた地域の会員は、理事会の承認を得て会費等の減免を受けることができる。
- 3 年会費は、理事会の承認を受けて割賦納入することができる。

(規定の変更及び廃止)

第7条 本細則の変更又は廃止は、総会において決議する。

付 則

- 1 本細則は、平成19年3月15日(第28回通常総会議決後)より施行する。
- 2 正会員オペレータのうち、新に追加規定された『複数のケーブルテレビ事業を運営するMSO(Multiple System Operator)及び複数のケーブルテレビ事業のために放送・通信の配信の設備を保有して有線により配信する広域事業者』は、賛助会員に規定する入会金及び年会費を適用する。
- 3 改正条文1条、7条、別表は、平成24年3月13日(第38回通常総会議決後)より適用する。
- 4 改正別表は、平成24年12月20日(第40回定時総会議決後)より適用する。

別表

平成 25 年度以降の入会金及び会費の額

1. 正会員オペレータ

(1) 申告しなければならないデータ項目

許可世帯数	多チャンネル加入世帯数
ホームパス	STB(セットトップボックス)設置台数
総接続世帯数	インターネット接続加入世帯数
内 難視聴世帯数	電話加入世帯数

~ の数値は毎年3月末時点のものとする。

(2) 入会金

一律10万円とする。(入会時のみ)

但し、総接続世帯数別ランクが「Eランク」の場合は6万円、「Fランク」の場合は3万円とする。

(3) 年会費

総接続世帯数別ランク制と事業別ポイント制の併用とする。

1) 総接続世帯数別ランク制による年会費一覧表

ラ ン ク		総接続世帯数		年 会 費
		(以上)	(以下)	
H G		1,000,001 ~		300万円
S	1	500,001 ~ 1,000,000		260万円
	2	200,001 ~ 500,000		240万円
	3	150,001 ~ 200,000		220万円
A	1	100,001 ~ 150,000		160万円
	2	75,001 ~ 100,000		140万円
	3	50,001 ~ 75,000		120万円
B	1	30,001 ~ 50,000		80万円
	2	20,001 ~ 30,000		60万円
	3	10,001 ~ 20,000		40万円
C		5,001 ~ 10,000		24万円
D		3,001 ~ 5,000		12万円
E		1,001 ~ 3,000		7万2千円
F		0 ~ 1,000		3万6千円

特記事項

テレビジョン放送の受信障害が発生したまたは発生する恐れがある場合において、その解消を図るため、受信障害が発生したまたは発生する恐れがある地域のみを許可施設区域として施設を設置する場合(以下「難視解消施設」という。)は、その目的及び営利性から勘案して、理事会の議決により2ランク下位の会費とすることができる。

難視解消施設以外の施設であって、当該施設内において難視解消施設並びにいわゆる再送信のみを行う共同受信設備等を包含している施設（以下「難視解消等施設」という。）にあつては、当該施設の全体加入者のうち半数以上が難視解消等施設の加入者である場合は、理事会の議決により1ランク下位の会費とすることができる。

2) 事業別ポイント制による年会費計算式

多チャンネル放送事業	別表1(1)申告数 × ポイント配分 4.44 × ポイント単価 6
インターネット接続事業	別表1(1)申告数 × ポイント配分 5.33 × ポイント単価 6
総接続世帯	別表1(1)申告数 × ポイント配分 0.23 × ポイント単価 6
合計( + + )	事業別ポイント制による年会費

ポイント単価は、今後必要に応じて見直しする。

3) ランク制、ポイント制の負担割合

「1-(3)-1」(ランク制)及び「1-(3)-2」(ポイント制)で得られた年会費の負担割合をそれぞれ50%とする。この負担割合は、今後必要に応じて見直しする。

4) 年会費の金額

3)の負担割合により得られたランク制による年会費とポイント制による年会費の合算金額を年会費とする。

特記事項

4)で得られた年会費の金額が、前年度を下回る場合は前年度と同額とする。  
平成25年度の年会費に限り、4)で得られた金額と平成24年度の年会費の差額が、平成24年度のB-CASカード利用料返却分(B-CASカード課金枚数×0.735×12ヶ月)を上回る場合、平成24年度の年会費と平成24年度B-CASカード利用料返却分(B-CASカード課金枚数×0.735×12ヶ月)を合算した金額を年会費とする。  
合併した事業者の前年度年会費は、合併前の複数事業者の前年度年会費の合算金額とする。

(4)MSO及び広域事業者：1口15万円 × 口数(自己申告制)

2. 正会員サプライヤー : 入会金 10万円(入会時のみ)  
 年会費 1口15万円 × 口数(自己申告制)
3. 賛助会員 : 入会金 10万円(入会時のみ)  
 年会費 1口15万円 × 口数(自己申告制)

以上